11　合格発表

１級学科試験	平成29年10月５日（木）
１級実地試験	平成30年３月７日（水）
２級試験（学科のみ）	平成30年１月19日（金）
２級試験（学科・実地）	平成30年３月７日（水）

以上について、合格者宛に一般財団法人全国建設研修センターから文書で通知するほか、研修センターホームページにおいて公表を行う。また、１級及び２級試験（学科・実地）では、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において当該地区内で受検した者の受験番号を掲示する。

12　合格証明書の交付　交付申請者に対し、平成30年３月下旬に合格証明書を交付する。

13　その他　試験の詳細については、一般財団法人全国建設研修センターの発行する「受験の手引」又は、一般財団法人全国建設研修センターのホームページ（http://www.jctc.jp/）を参照のこと。

平成29年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について

平成29年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月20日　　国土交通大臣　石井　啓一

１．試験実施機関　一般社団法人　日本建設機械施工協会

２．受検資格

⑴　学科試験

①　１級建設機械施工技術検定：次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数			
		指定学科	指定学科以外		
イ	学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後３年以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）	卒業後４年６ヶ月以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）		
	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校（５年制）卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後５年以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）	卒業後７年６ヶ月以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）		
	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後10年以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）	卒業後11年６ヶ月以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）		
	その他の者	卒業後15年以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）			
	２級合格後５年以上の者	合格後５年以上（指導監督的実務経験１年以上を含む）			
ロ	２級合格後５年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督的実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して８年以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して９年以上	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督的実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が３年以上で、他の種別の経験を通算して９年以上 ②　同上の経験が２年３ヶ月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して10年６ヶ月以上	
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督的実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上		
ハ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格後３年以上の者	合格後３年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）		
		２級合格後３年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校（５年制）卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して６年以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して７年以上	
			学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して６年以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して７年以上	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が３年以上で、他の種別の経験を通算して７年以上 ②　同上の経験が２年３ヶ月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して８年６ヶ月以上
			その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	